

学会賞選考委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」と言う。）会務部門規程及び委員会規程に基づき、会務部門傘下の学会賞選考委員会（以下「委員会」と言う。）の運営等の方法に関する事項について定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会の任務は、学会賞の候補者を選考することである。

(委員会の構成)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員10名で構成する。ただし、受賞候補者の専門分野を勘案し、委員若干名を追加することができる。

(委員等の選任)

第4条 委員長、副委員長及び委員の選任は、次の通りとする。

- (1) 委員会規程の定めにかかわらず、委員長及び副委員長は、会務部門長が候補者を選考し、運営会議の承認を得て会務部門長が委嘱する。なお、原則として、委員長候補者としては、前年の副委員長を選考するものとする。
- (2) 委員は、委員会規程の定めにかかわらず委員長及び副委員長が選考し、会務部門長が委嘱する。
- (3) 委員の委嘱に当っては、あらかじめ委員会開催の日取りを委員候補者に知らせ、委員会に出席できることを受諾の条件とする。
- (4) 学会賞の候補者として委員会に推薦された者（以下「推薦候補者」という）、支部長・支部推薦委員会委員、及びディビジョン主査は、委員になることはできない。
- (5) 委員委嘱後、委員が推薦候補者となった場合、及び、推薦候補者と直接的に利害関係者となる場合には、委員を辞退するものとする。この辞退者が出た場合及び委員委嘱の際に辞退者が出た場合は、委員長に人選を一任する。

(運営及び授賞件数)

第5条 委員会の運営については、表彰規程、部門規程、会務部門規程及び委員会規程に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 委員会には、担当理事が出席する。

3 授賞件数は、6件以内とする。

(賞の対象)

第6条 学会賞の授賞対象は、次のとおりとする。

- (1) 学会賞は、本会会員であって、化学の基礎または応用に関する貴重な研究をなし、その業績が特に優秀な者に授与する。
- (2) 学会賞は、既に他の賞を受賞した者も授賞対象とする。なお、学術賞受賞者で、学術賞受賞後さらに顕著な業績をあげた場合には、その部分について学会賞の授賞対象とする。

(支部推薦委員会)

第7条 学会賞の候補者を推薦するため、各支部に学会賞推薦委員会（以下「支部推薦委員会」と言う。）を毎年6月末日までに設置する。

- 2 各支部長は、推薦委員を選出、委嘱し、その氏名を会長に報告する。
- 3 推薦委員は、選考委員となることはできない。
- 4 各支部の推薦委員会の運営は、各支部長が行う。

(支部推薦委員会の任務、推薦件数)

第8条 各支部推薦委員会は、学会賞の候補者について、その資格の有無を確認し、業績内容等を審議して推薦候補者を選定し、推薦者を決め支部長に報告する。支部長は、毎年8月末日までに推薦候補者を選考委員会へ推薦する。

第9条 各支部から推薦できる学会賞の推薦候補者数は、次のとおりとする。なお、所属会員数については、毎年5月末の各支部会員数によって決定する。

所属会員	3, 000名までの支部	6件以内
所属会員	5, 000名までの支部	8件以内
所属会員	10, 000名までの支部	10件以内
所属会員	10, 000名をこえる支部	14件以内

(ディビジョン主査からの推薦、及び推薦件数)

第10条 各ディビジョン主査は、学会賞の候補者を推薦することができる。ディビジョン主査は、学会賞の候補者についてその資格の有無を確認し、毎年8月末日までに推薦候補者を選考委員会へ推薦する。

- 2 各ディビジョン主査から推薦できる学会賞の推薦候補者数は2件以内とする。

(支部推薦候補者推薦手順)

第11条 支部推薦候補者推薦手順は、次の通りとする。

- (1) 会員及び支部推薦委員は、学会賞の候補者として適当と認めた当該支部に所属する者を、会員あるいは推薦委員の所属支部の推薦委員会に推薦する。
- (2) 支部で学会賞の推薦候補者を選定したのち、所定の用紙を用い、候補者調書・候補者推薦書及び業績説明資料を委員会に提出する。必要に応じて論文別刷等の資料を添付する。

(ディビジョン主査推薦候補者推薦手順)

第12条 各ディビジョン主査は、学会賞の推薦候補者を選定したのち、所定の用紙を用い、候補者調書・候補者推薦書及び業績説明資料を選考委員会に提出する。必要に応じて論文別刷等の資料を添付する。

(委員会における審議及び選考)

第13条 委員会は、原則として郵便等による審議1回、委員会2回を開催し、学会賞の推薦候補者の業績内容の審議及び受賞候補者の選考を行う。委員会は公正を期するため、可能な限り全委員の出席を得て開催する。

(1) 第1次選考(郵便による審議)

- イ. 9月中旬に全選考委員へ候補者調書を送り、推薦候補者全員の授賞資格の確認を行い、候補者調書の不明点があれば候補者に問い合わせを行う。
- ロ. 推薦候補者が24件以下の場合は、第1次選考を行わず、全員を第2次選考の対象とする。
- ハ. 推薦候補者が24件を超える場合は、投票により24件に絞る。なお、最下位に同点者があって24件を選考出来ない時は、同点者を対象に投票を行って24件に絞る。こ

の方法は、別に定める。

(2) 第2次選考

10月中旬に委員会を開催し、第1次選考に通過した各候補者の業績内容について議論の上15件に絞る。なお、15件以内の場合は、全候補者に対し第3次選考の対象とするかどうかを決める。審査は原則として書類によるが、やむを得ない場合は委員長判断により、不明点を確認するためのヒアリングを行うことができる。

(3) 第3次選考

原則として、11月第3週の火曜日に委員会を開催し、第2次選考で選ばれた候補者に対して、必要があれば候補者本人のヒアリングの後、選考委員会で議論し、選考する。ただし、委員長判断により、投票により決することができる。この方法は、別に定める。

なお、候補者本人のヒアリングのための旅費・交通費については、本会は負担しない。

2 委員会を開催した際は議事録を作成し、会務部門長に提出しなければならない。

(選考結果の報告)

第14条 委員会は、受賞候補者の選定理由書を添えて12月20日までに会長に選考結果を報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第15条 会長は、委員会から報告のあった受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。

(受賞者の表彰)

第16条 受賞者の表彰は、毎年、表彰式において行い、表彰楯を授与する。

(学会賞の英文名)

第17条 学会賞の英文名は、“The Chemical Society of Japan Award for (受賞西暦年度)”とする。

(学会賞受賞者の本会論文誌への投稿義務)

第18条 学会賞受賞者は、受賞した業績を本会論文誌 Bull. Chem. Soc. Japan, Accounts 又は The Chemical Record のうち少なくともいずれか一方に投稿しなければならない。

(改 廃)

第19条 この規則の改廃は、担当理事の発議で会務部門長が決定する。

附 則

1 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規則は、公益社団法人日本化学会の設立登記の日（平成23年3月1日）から施行する。

(平成23年2月28日 会務部門長決定 制定)

(平成23年6月27日 会務部門長決定 第1回改訂)